

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

実施機関 田川市長

審査請求人が平成31年2月28日付けで提起した、実施機関が平成30年11月29日付けで行った情報非開示決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

田川市長が田市市第243号をもってした情報非開示決定のうち、別表開示部分目録記載の部分について非開示とした部分を取り消す。

審査請求に係る対象情報の開示決定状況

実施機関は、審査請求に係る対象情報(以下「本件対象情報」という。)が、田川市情報公開条例(平成4年条例第1号。以下「条例」という。)第10条第1項第4号エに該当するとして、条例第7条第1項の規定により、本件処分を行った。

審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成30年11月21日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、本件情報に関する開示請求を行った。

(2) 実施機関は、平成30年11月29日付けで、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、平成31年2月28日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書から、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象情報を開示することで、市民生活の安全と秩序の維持に、名目的なものではなく実質的な支障が生じるとは認められず、また、田川市に対する地域的な偏見や社会的差別を助長する単なる可能性があるだけでなく、支障が起り得ることが具体的明らかであるおそれも認められない。
- (2) 田川市において、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）に係るアンケート結果、子どもの貧困に関する指標、生活保護率等が公表されており、これらが非開示情報に該当しないことから、本件対象情報が非開示情報に該当すると認められる事実は認められない。

2 実施機関の主張の要旨

弁明書及び本件処分を行った実施機関の職員による説明から、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象情報を開示すれば、他の自治体の支援措置数と比較され、このことから社会的差別を助長するような結果が生じるおそれがある。
- (2) DVに係るアンケート結果については回答があったものを取りまとめた単なる数値であり、子どもの貧困に関する指標、生活保護率等については一定の基準により実施されるものである、これらに対し、本件対象情報は、具体的に被害を受けた方の申出に基づき相談機関が認めた場合において実施されたものであり、具体的な被害の存在という点でその性格を異にするものである。

理 由

1 本件対象情報について

本件対象情報は、平成26年度から平成29年度までのDV等支援措置に係る対応状況調査の支援措置対象者数である。本件処分においては、平成29年度の調査票に記載された情報のみを対象情報として特定していたが、審議会における実施機関職員の説明

において、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の調査票を電磁的記録として管理していることが確認された。開示請求の対象となる「情報」を定義する条例第2条第2号は、「電磁的記録」を含めていることから、これらを対象情報として特定した上で、改めて開示非開示の決定を行うべきである。

2 条例第10条第1項第4号エの該当性について

本件対象情報のうち比較的少ない件数を記載している部分については個別事例の特定に繋がるおそれがあり、そのことによって特定の個人が識別され、又は識別され得るものと判断され、条例第10条第1項第2号に該当すると認められるため非開示とすることが適当である。

しかし、その他の情報については、田川市全体としての件数であり、本件対象情報におけるその該当部分を開示しても、市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれ又は具体的な偏見、差別等を助長するおそれに繋がることは判断しがたく条例第10条第1項第4号エに該当するとは認められないため、当該処分を取り消すべきである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから本件対象情報のうち一部を除きこれを認容することとし、主文のとおり裁決する。

令和元年9月2日

田川市長 二 場 公 人

別表

開示部分目録

平成29年度 本件対象情報	表題
	表題の下の文言
	表題右下の4段の表
	表題の下5行目
	表題の下6行目からの3段の表（以下「上段の表」という。）
	上段の表の下1行

上段の表の下2行目からの3段の表（以下「下段の表」という。）のうち1段目
下段の表の2段目のうち左から1枠分及び右から2枠分
下段の表の3段目のうち左から1枠分及び右から2枠分

（教示）

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において田川市を代表する者は、田川市長となります。）なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。